

## 碧南市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の心に寄り添いながら犯罪被害者等を支え、もって市民が安全に安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する個人をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、愛知県、警察、犯罪被害者等支援を行う団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから、社会において孤立することなく、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとと

もに、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(総合的対応窓口の設置)

第7条 市は、次条に規定する相談への対応、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(相談対応、情報提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題についての相談への対応、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言、支援金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認めたときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する